

秋田県より保育士資格をお持ちの 皆さまへ

子ども・子育て支援新制度が平成27年 4月よりスタートしました。 この機会に、保育の現場で働いてみませ んか？

国・県・市町村では、待機児童の解消等を目指し、平成29年度末までに必要となる保育の受け皿が確保できるよう取り組んでいます。これには、保育所の確保だけでなく、保育を支える保育士の確保も必要です。

これまでの取組により、全国では平成26年度は約15万人分の保育の受け皿を確保しました。しかし、平成27年度はさらに約12万人分の保育の受け皿の拡大が見込まれています。また、平成27年11月の保育士に対する有効求人倍率も約2倍、高い都道府県では5倍を超えている状況です（秋田県では約1.9倍）。

皆様に保育士として働いていただくため、国・
県・市町村では、以下の取組を行っています。

民間保育所で働く保育士の給与を平均5%改善！

- 今年4月からスタートした子ども・子育て支援新制度において、民間の**保育士の給与を平均3%改善**しています。

※平成24年の保育士給与との比較

- 加えて、平成26年度の公務員給与の見直しに合わせて、**保育士の給与が平均2%改善**しています。

※平成26年の保育士給与との比較

保育所の勤務環境を改善し、保育士が働き続けられる職場に！

- **保育士の研修機会の確保や3歳児の保育における保育士の配置を手厚くするための仕組み**など、職場環境の改善のための取組を行っています。
- ・ 保育士が研修に参加しやすくするため、**保育士が研修に参加した場合の代替職員を雇う費用（雇上費用）を保育事業者に支給**
※保育士1名につき2日分
- ・ 3歳児の保育において、通常であれば子ども20人につき保育士が1人以上必要となるところ、**子ども15人につき保育士1人以上配置した場合、保育所の運営費用に加算して支給**

※国の取組等については、以下、厚生労働省のホームページに掲載されています（保育士・保育所支援センターなど、一部、当県では取り組んでいない内容も記載されています）。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000108125.html>

まずは、お近くのハローワークへの求職申込みをお願いします。

ハローワークでは、保育士資格をお持ちの皆さまへの保育士としての就業に向けた相談・支援を行っていますので、お気軽にご相談ください。

※ハローワーク連絡先は、以下、厚生労働省のホームページに掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/osirase/140131-2.html>

【問い合わせ先】

秋田県教育庁幼保推進課 調整・企画班

電話：018-860-5127

FAX：018-860-5850

E-mail：youho@pref.akita.lg.jp